

スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
11	要望	申込内容一覧照会	<p>需要者情報として「受付日」「申込番号」「供給地点番号」等表示のみ表示されるが、入力確認の為の情報として「需要者名」「地点名称」「地点住所」を表示して欲しい →詳細画面へ遷移せず、一覧画面にて確認できるようにすることが目的。最低限「需要者名」を表示するようにできないか。</p>	<p>改修の必要性について検討が必要と考えます。 →事業者ヒアリング結果を受け、対応方針を検討する。 →今回、対応案についてご提示、ご意見を伺いたい。 →ご提示した案にて改修を進めることで合意。</p>	実装後クローズ
13	要望	供給地点特定番号検索	<p>供給地点特定番号検索機能は現状WEB画面のみでの提供だが、APIでも供給地点特定番号検索の機能を提供いただきたい。</p>	<p>平成26年10月9,16,23日開催の旧作業会での議論を踏まえ、改修の必要性について検討が必要と考えます。 →上記作業会の案は非効率であるため、実装しなかった経緯がある。事務局内で検討を行ったが良い案が浮かばないため、どのような形での実装を目指すか、起案者及び賛同者へのヒアリングを行いたい。(継続)</p>	4
15	要望	<p>入力チェック定義書_低圧_別紙(API).xlsシート 「異動並びチェック」 「(異動並びチェック別紙)契約状態チェック」</p>	<p>下記の「異動並びチェック」のエラーメッセージを詳細化頂きたい。何が不整合なのか、メッセージ上分かるよう修正頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続供給開始年月日と接続供給廃止年月日のチェック 「異動日が不整合となります。」</li> <li>・契約状態チェック 「異動要求が不整合となります。」</li> </ul> <p>例：異動日が不整合の場合 「再点申込時、接続供給開始年月日が接続供給廃止年月日より過去のため、異動日が不整合となります。」</p>	<p>改修の必要性について検討が必要と考えます。 →詳細化が必要と思われるメッセージをピックアップ。どのようなメッセージとするか議論頂きたい。 →メッセージの追加・変更案について提示。(第18回別紙1、別紙2) →特段のご意見は頂いていないため、ご提案させていただいた内容にて改修対応を行いたい。 →上記改修のリリースは、平成29年12月7日予定。 実装仕様の確定版は、第29回別紙1、別紙2のとおり。 なお、別紙1の改修対象は、低圧需要のみ、別紙2の改修対象は低圧需要、高圧需要(500kW未満)、低圧F I T電源になります(別紙2に係る高圧需要・低圧F I Tへの改修は、システムによる処理を実装している会社となります)。</p>	実装後クローズ
30	要望	<p>申込内容一覧画面およびCSVファイル 申込内容詳細画面</p>	<p>受付工程が遷移した際や連絡事項が発生した時間がわかるよう、「更新日時」を表示およびCSV項目に追加頂きたい。 →csv項目へ追加することが影響が大きいならば、詳細画面への表示だけでも追加頂きたい。</p>	<p>改修の必要性について検討が必要と考えます。 →改修を行った場合、csvファイルのレイアウトが変更となるため、小売電気事業者側のシステムにも影響がある。実務上のメリットを吟味した上で、改修の可否を検討したい。 →1年以上経過しているため、次回会議までに多数の賛同がなければクローズいたします。 →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施中。</p>	7



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
37	要望	供給地点特定番号検索	高圧の供給地点特定番号検索機能がほしい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。(継続) →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
38	要望	設備情報検索	高圧の設備情報検索機能がほしい。 →(過去12ヶ月の最大需要電力履歴含む)。SW開始申込後であれば本人確認不要としていただきたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。(継続) →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
39	要望	使用量情報照会のパワード発行	法人需要者の使用量情報照会のパワード発行を依頼する際、複数供給地点を一括で申込みできるようにできないか。	Web・APIいずれの機能のご要望が具体的にご教示願います。 →Web画面のみの前提で、システム面は広域機関、運用面は一般送配電事業者含め検討中 →2017年6月で1年以上経過するため、次回会議(第27回)までに多数の賛同がなければクローズいたします。 →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施中。	5
40	要望	一括申請(廃止申込と需要者情報変更申込)	高圧の旧小売電気事業者が行う廃止申込と需要者情報変更申込に一括申請機能がほしい。 [2016.10.12追記] ■Webを想定 ・廃止申込(廃止取次ぎが来ないケースに能動的に申込する場合) ・需要家名称 2点は1件ずつ入力しか方法がないため、作業量が多い。CSV一括アップロード可能にいただきたい。	Web・APIいずれの機能のご要望が具体的にご教示願います。 →Web画面のみの前提で、システム面は広域機関にて検討中 →ご要望の1点目の「廃止申込み」は、廃止取次ぎが来ないケースに能動的に申込みする場合とのことから、「スイッチング廃止申込み」と思料いたします。Web画面のスイッチング廃止申込みは、既に一括申請機能がございます。 ご要望の2点目の「需要者情報変更」の一括申請機能の追加について、費用対効果は見込めることから、多数の賛同があれば、改良を実施いたします。 →第26回実務者会議でご提示した案(需要者情報一括申請機能の追加)にて改修を進めることで合意。 →2017年10月5日(木)リリース予定。	実装後クローズ
43	要望	設備情報変更(低圧FIT電源)	発電者情報変更申込で登録する際、変更前の情報が表示されないため、変更対象が否かの確認が受電地点特定番号のみとなってしまふ。受電地点特定番号と発電者名称等との組み合わせで対象を確認するべきと考えため、変更前の情報が表示されるようにしていただきたい。	システム改修に当たっては相応の期間を要するとともに、FIT法改正によりH29.4から買取義務者が小売電気事業者等から一般送配電事業者等へ変更となるため、改修の目的を立てづらい状況です。 →本件、今後の法改正への対応等も考えられるため、検討は一旦保留とさせていただきます。	保留
44	要望	低圧FIT電源	受電地点情報の検索より、受電地点特定番号を入力後検索をした際、発電者名が表示されない。需要者名には、*ご契約小売電気事業者さまのみ表示と記載されているが、需要者名としても表示されない。発電者名が表示されるようにしていただきたい。	No43に同じ。	保留

スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を 入れてください)
45	要望	低圧FIT電源	却下の理由がわかるように表記を追加していただきたい。	No43に同じ。却下の理由が不明である場合は、一般送配電事業者へ個別にお問い合わせください。	保留
46	要望	低圧FIT電源	廃止取次の承認行為と廃止申請の登録は同じではないか？廃止取次をしつつ、廃止申請を行う意図が不明。現事業者からの廃止申請が廃止取次より先に登録されていれば、廃止取次が登録された際に、廃止取次は自動的に承認されたものとして扱えるようにしていただきたい。	廃止取次は小売電気事業者間のやり取りである一方、託送異動申込みは小売電気事業者と一般送配電事業者間のやり取りであるため、それぞれの登録は必要であると考えます。なお、現事業者からの廃止申請が先に登録されている場合、廃止取次申込みに対しては「廃止受付中エラー」が返却されますので、SW開始申込みを登録いただければ手続上問題ございません。	保留
52	要望	高圧需要 需要者情報変更申込画面	供給中の需要者情報変更に当たり、間違い入力防止のため変更前の現需要者情報の表示をして欲しい。変更申込後、入力もれに気づいても変更申込が完了する数週間の間はSW支援システム上では再変更申込不可の為一般送配電事業者へ直接電話やメールで変更申込取下げ連絡をする必要がある。	No 3 7, 3 8と同様の整理と認識しております。	保留
56	要望	設備情報照会	自社顧客の設備情報照会の一括取得機能を付加して頂きたい。	必要性・実現性について検討が必要と考えます。 また、利用目的が見えていないため、目的の明確化が必要と考えます。 →多数の賛同があるまで待ちます。(2017年9月まで) →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施中。	7
57	要望	申込内容一覧照会	申込内容一覧紹介機能の表示＋ダウンロードに9999件の上限があり不便、参照数を上げて欲しい。	必要性・実現性について検討が必要と考えます。 →多数の賛同があるまで待ちます。(2017年9月まで)	4
58	要望	契約決定方法	契約決定方法：実量制からのアンペアブレーカ、主開閉器契約への切替がSWシステム経由でできるようにお願いしたい。	改修の必要性(頻度等)について、検討が必要です。 なお、内線設備等の工事を伴う異動については、システム化対象範囲外となっております。 →要望としては、「スイッチング開始申込み時の契約決定方法の選択肢の追加」ではなく、「単独で契約決定方法の変更が、スイッチング支援システムで経由で申込みできるようにしたい」と理解しております。 →システム化の対象範囲(Webのみ、Web・API両方)等について、事業者ヒアリングを実施中。 →事業者ヒアリングの実施した結果、要望数から ・単独申込機能(Web・API両方) ・変更対象申込は、実量制からアンペアブレーカー、主開閉器契約への変更で、発生頻度より効果は見込めることから、システム化費用等について検討を進めます。	6
61	要望	接続送電サービスメニュー	接続送電サービスメニュー：「標準」⇔「時間帯別」の切替えがSWシステム経由でできるようにお願いしたい。	改修の必要性(頻度等)について、検討が必要です。 →多数の賛同があるまで待ちます。(2017年9月まで) →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施中。	5
62	要望	設備情報照会	設備情報照会の情報更新が遅く、改善を要望したい。  【2017年6月追記】 ・設備変更工事を行い、契約容量だとか契約決定方法が変わった場合、実際の工事が終わっているにもかかわらずスイッチング支援システムの設備情報への反映が遅い ・新築の場合は新たに供給地点番号を振ることになるが、そのスイッチング支援システムの設備情報への反映が遅い	具体的にどのような内容かをお示しいただいたうえで、改善の余地があるかを検討いたします。 →最新の状況、及び、具体的にどのような内容かをお示しいただきたい。 →現在問題となっている。(第26回) →一般送配電事業者を確認した結果、設備変更工事および新築の場合のいずれも、各エリアともに、一般送配電事業者の工事完了後、竣工調査を実施し、工事完了登録を実施しており、人手およびシステム連携の処理があることから、現状からの短縮は困難な状況です。本件の要望の背景となっている問題点について、事業者ヒアリングを実施中。	6

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を 入れてください)
63	要望	設備情報照会	設備情報照会の住所情報間違いが非常に多い、改善を要望したい。	一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	4
64	要望	供給地点特定番号検索	同一住所で、複数の供給地点特定番号がヒットする場合に、どの番号が正しいかを見分けやすいように表示の工夫(専用部、共用部、街路灯など、知りたい情報を見分けられる要素があれば、表示の追加)	実現性について検討が必要と考えます。 一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。 →多数の賛同があるまで待ちます。(2017年9月まで) →賛同数の条件を満たさなかったため、クローズいたします。	2
66	要望	廃止取次、開始申込時のカナ文字チェック	スイッチング支援システムのカナ文字チェックが原因で、廃止取次や開始申込みがエラーとなる事を回避できるように対応頂きたい。(検針票記載内容をそのまま入力してもエラーとなるため、お客さまのスイッチングが遅れる原因の一つとなっている)	状況の確認のうえ、対応を検討します。 →検針票記載内容に、スイッチング支援システム(送配電側機能含む)が許容しない文字を含んでいるためエラーとなるのは、旧一般電気事業者(小売)の業務システム側マスターデータの一部で、スイッチング支援システム側(広域機関/送配電)仕様と整合しないデータが残存していることによります。また、該当不整合のパターン数、データ件数を正確に判断ができないため、スイッチング支援システム側での対応を行うことは難しく、旧一般電気事業者含め、小売側に都度データ修正をご依頼いただくしか方法がないと考えます。 →本回答に対し、次回(第28回)までに追加のご意見無ければクローズいたします。	4
67	要望	使用量情報照会	過去使用量データ提供について、「計器番号」をシステム上提供必須項目としてほしい。  <現状> 広域機関の送配電等指針の使用量照会(252条)に基づき、実施されている使用量照会では計器番号が必須となっていない。 ただし、需要家への情報提供には必要な情報である。 そのため、現状では広域機関のスイッチング支援システムから直接ダウンロードした使用量情報を需要家にそのまま通知することができない。 計器番号等任意の項目は一般送配電事業者がデータを手作業で補完する必要があり、システムから直接ダウンロードするのに比して、どうしてもタイムラグが生じてしまうため。  【2017年6月追記】 1供給地点特定番号に対して、複数計器の場合において、使用量データCSVデータの様式のうち、No.8の「計器番号」が空欄になる場合がある。それがどのようなケースで発生するのか明示される形で支障ございません。	一般送配電事業者に確認した結果は、第29回別紙4の通り。	2
68	要望	廃止申込・撤去申込画面	需要家の連絡先の追加をしていただきたい。(立会い者だけでは不足。需要家情報が変わっている場合もあり同申込で作業を完了したい。) 備考欄を追加いただきたい。(完全廃止の場合、電力会社へ個別に伝えたいことが多いが備考欄がないため結局メールや電話でも補足が必要となっている。) →各種申込に対し、備考欄を設けてほしいとの要望有。	同時申込み、という観点であれば41と同様になります。異動の性質が異なる2つの申込みを1つにすることは難しいです。 備考欄については、改修の必要性について検討が必要と考えます。 →一般送配電事業者への各種申込に対する備考欄の追加について、システム化の対象範囲(対象の申込種別等)について別途事業者ヒアリング実施中。 なお、廃止取次の備考欄については、別途No.79に記載。 →事業者ヒアリングを実施した結果、要望数から、改修要望の申込として、「低圧の廃止」と「高圧の廃止(撤去)」を対象とします。そのうち、「高圧の廃止(撤去)」は、申込件数が少なく、システム化による効果が見込めないため、システム化対象外とします。「低圧の廃止」の効果について事業者に別途ヒアリングを実施中。	6

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
69	要望	供給地点特定番号変更	<p>電力会社（送配電および小売部門）都合による供給地点特定番号の変更が頻発しており、スイッチング支援システムの処理エラー、30分値および確定使用量メッセージの取り込みエラー、お客さまへの周知など対応に追われている。また、事前通知するルールが遵守されていない。</p> <p>原則、区画整備といった場合のみ変更があるといった限定的な扱いであったにも関わらず、実際の運用はそうならないため、容易に変更しない仕組み、ルールへの改善を要望する。</p> <p>例： 【高圧：関西電力】線検針に変更になる際、必ず番号が変更になる 【低圧：中国電力】スイッチングの作業結果の登録遅延により番号の変更が必要になる（システム改修を検討中とのこと） 【低圧：中部電力】設備情報の登録誤りにより、返金処理を実施する仮定で番号変更が必要になる</p>	<p>スイッチング支援システム取扱マニュアルにて、供給地点特定番号が変更されるケースについては以下のものが例示されています。</p> <p>①供給電圧の変更（低圧⇔高圧） ②行政区画等の変更 ③検針作業区見直し等に伴う基本検針日の変更 ④一般送配電事業者の事業所統廃合 ⑤同一地点における設備撤去後の新設</p> <p>一方で事前通知がなされていないことについては、小売電気事業者、一般送配電事業者双方に無用な負担をかけていると思われるため、事前に通知を行うルールを徹底するよう広域機関より働きかけます。</p> <p>→供給地点特定番号が変更になるケースについて、スイッチング支援システム取扱マニュアルに追記します。（第26回資料2別紙3参照） →マニュアルに反映後、クローズといたします。（第27回） →マニュアルに反映済み、クローズといたします。（第29回）</p>	クローズ
70	要望	供給地点特定番号変更	<p>上記に関連して、スイッチングに伴い供給地点特定番号を変更せざるを得ない場合、または供給地点特定番号の変更が予め予定されている拠点がスイッチング手続きに入った場合は、新小売事業者に対しても事前通知を徹底して頂きたい。</p>	<p>対応について検討いたします。</p> <p>→対応について検討いたしましたが、スイッチング異動と供給地点特定番号変更の異動を常時監視する必要があることから実施困難です。</p> <p>→上記のとおりシステムによる対応は実施困難ですが、事前通知に関してはNo.69のとおりです。</p> <p>→マニュアルに反映済み、クローズといたします。（第29回）</p>	クローズ
71	要望	3-6-6_外部インターフェース仕様	<p>API全般において単一供給地点の処理を前提としているが、夜間バッチ/日中定期バッチにて大量データ処理を行う際に、各APIを短時間で大量回数実行する事になるため、パフォーマンスへの影響が大きい。</p> <p>そのため、複数の供給地点を一括で処理するバルクAPIの提供を検討頂きたい。</p>	<p>各社さまからのAPIリクエストは1回/1秒を基本とすることをお願いしておりますので、相互にパフォーマンス影響が出るレベルでの短時間、大量回数実行は行われたい想定です。</p> <p>実際に大量件数を短時間で実施している場合、実行間隔を開けるなどで、貴社側、広域機関、一般送配電側全てにおいてのパフォーマンス悪化が発生しないようご配慮ください。</p>	4
72	要望	1_要件定義書(本編).pptx	<p>当該要件定義書には応答性能として「目標応答時間は3秒」としているが、以前質問票にてこれに関する質問をさせていただいた所、下記の通り回答頂きました。</p> <p>=====</p> <p>ネットワーク、システムの混雑状況や、データ量等により、3秒をお約束するものではございませんので、その点ご考慮頂いて、事業者側での最大待ち時間の設定等をお願いいたします。</p> <p>=====</p> <p>このため弊社システムでは3秒を大幅に上回る最大待ち時間を設定していますが、日の発生頻度は低いもののタイムアウトが発生している状態である。</p> <p>この応答性能について改善頂きたい。</p> <p>また、適切なタイムアウト時間を設定するため、これまでスイッチングシステム稼働してきた中での平均レスポンス時間をご提供頂きたい。（異常値は除く）</p>	<p>インターネットを経由して通信を行う限り、途中経路での遅延などによる応答時間が延伸するケースに対応することは極めて難しいと考えます。</p> <p>基本的には、事業者側での待ち時間に余裕を見ていただき、タイムアウト発生後は業務処理状況確認などで、リトライ要否、正常性確認をお願いしており、システムを利用されるすべての事業者向けにも前記のご対応をお願いしたいと考えます。</p> <p>平均レスポンスタイムについては採取が困難なため、ご容赦いただきたく存じますが、広域機関側のタイムアウト設定値は（一括処理も含めて）1200秒となっております。</p> <p>なお、2020年の法的分離に向け、スイッチング支援システム側の利用量が増加する可能性があり、それに向けた対応を検討する必要はあると考えます。</p> <p>※例えば、希望小売事業者向けの専用線環境や、広域-送配電間の専用線の必要性など（第21回会議、議事概要から）</p> <p>通信スパイクが発生する要因のひとつに「1秒に1回」ルールを守っていない事業者の存在があり、そのような事業者には都度、改善をお願いしている。 → 本件、保留ステータスとする。</p>	保留

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
73	要望	供給地点特定番号変更	<p>No.69で回答頂いたケース以外の供給地点特定番号変更が散見されます。送配電事業者は①～⑤以外で発生する変更理由について広域機関および小売事業者に周知して頂きたい。</p> <p>広域機関は上記の変更理由が本番号の位置付けに沿うものか今一度ご判断頂きたい。その上で本番号の位置付けに沿うものであれば、必要に応じてスイッチング支援システムマニュアルに記載するなどの対策を図って頂きたい。</p> <p>例：                      【低圧：中国電力】スイッチングの作業結果の登録遅延により番号の変更が必要になる（システム改修を検討中とのこと）&lt;再掲&gt;                      【低圧：中部電力】設備情報の登録誤りにより、返金処理を実施する仮定で番号変更が必要になる&lt;再掲&gt;                      【低圧：東京電力PG】東京電力の低圧高負荷契約からのスイッチングにおいて、動力契約分の供給地点特定番号が変更になり、通知が事後になる                      【低圧：中国電力】夜間蓄熱機器に対する特別な契約メニューを適用していたため、このままスイッチング処理をすることができず、システムの制約上、番号を新しくする必要があった</p>	<p>マニュアルに記載のない事由による変更の場合の周知については、その対応について検討いたします。</p> <p>なお、左記の例示にある登録遅延、登録誤りによる事由については、継続して発生抑制に努めてまいります。</p> <p>→お申し出にある、変更理由を都度周知するのは、システム改修を伴う会社もあり、実施は困難です。</p> <p>なお、現在のスイッチング支援システムマニュアルに記載されている事例以外で、小売事業者さまに周知が必要であるものについては、例示の追加という形で周知していくことで検討いたします。</p> <p>→供給地点特定番号が変更になるケースについて、スイッチング支援システム取扱いマニュアルに追記します。（第26回、資料2別紙3参照）</p> <p>→マニュアルへの反映後、クローズとする。（第27回）</p> <p>→マニュアルに反映済み、クローズとする。（第29回）</p>	クローズ
74	要望	高圧設備情報照会	<p>東京電力エリアにて2017年1月より小口高圧についても分散検針となることですが、低圧同様検針日切替が必要となるならば、次回あるいは次回検針日、基本検針日を確認するために設備情報照会が必要ではないでしょうか。</p> <p>需要家から正しい日付をヒアリングするのは困難と思われる。</p>	<p>検針日については、各小売事業者が需要者に対してお知らせしている内容によりご確認ください。また、各送配電会社のHP等で、検針地域毎の検針計画をお示しておりますので、併せてご確認ください。なお、高圧以上のお客さまの接続供給契約の申込みの際は、予め各送配電事業者のHP等で、工期等をご確認の上お申込み頂きますようお願いいたします。</p>	2
78	要望	廃止取次登録	<p>当社以外の他事業者による経緯・原因不明の古い廃止取次が残っているため、当社からの廃止取次依頼のオーダーを受け付けられない状況がある。上記状況が起きた場合、「OCCTOへ依頼し、当該廃止取次オーダーを取り消してもらおう」といった指示・連絡が送配電から当社小売に対してある。</p> <p>本事象については、お客さま対応への迅速な対応という観点で、上記連絡を新小売である当社を経由する必要はないと思われ、送配電から直接OCCTOへ依頼をすれば良いものと考えます。</p> <p>また、そもその原因である、システム上で古い廃止取次データの滞留がないようシステム改善を行っていただきたい。</p> <p>【2017年9月追記】                      広域機関からの廃止取次取消処理を行う際の連絡メールは、「問題なければ連絡不要」という記載であり、確認を促す文面となっている。これを例えば、「廃止取次を取消いたしますので、その旨を通知します。」のような文面にしていただければ、                      連絡を受け取った側は確認する必要はないと判断できる。連絡のメール文面を検討いただけないか。</p>	<p>『スイッチング廃止取次情報の登録に失敗しました』というエラーメッセージは、広域機関側から返却しているため、本エラーメッセージが表示された場合には一般送配電事業者へ問合せを行わず、直接広域機関へお問い合わせください。併せて自社内での取消漏れや重複登録等がないか、ご確認くださいませようお願いします。</p> <p>システム改善については、影響範囲の確認など対応可否について検討いたします。</p> <p>→多数の賛同があるまで待ちます。（2018年1月まで）</p> <p>→賛同数の条件を満たしましたので、費用対効果の検討を実施しました。検討の結果は、第28回資料2別紙1のとおりです。システム改修による費用対効果が見込めないことから、システム改修は実施しないこととし、みなし小売電気事業者（北海道、関西）でスイッチング開始申込が行われない課題の解消に向けて、当機関より一般送配電事業者に働きかけます。</p> <p>また、廃止取次登録時の重複エラーが発生した場合の対応方法をスイッチング支援システム取扱いマニュアルに追記いたします。（第28回）</p> <p>→廃止取次登録時の重複エラーが発生した場合の対応方法をマニュアルに反映済み。</p> <p>広域機関からの廃止取次取消処理の連絡メールでは、「確認してください」とは記載しておらず、「問題が発生する場合のみご返信ください」としており、確認を促しているものではないことから、現行通りとさせていただきます。（確認するかどうかは事業者様のご判断でお願いします。）</p> <p>なお、みなし小売電気事業者（北海道、関西）でスイッチング開始申込が行われない課題の解消に向けて、みなし小売電気事業者（北海道、関西）と継続して調整しています。</p>	6

スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
79	要望	廃止取次登録	<p>「その他エラー」といった表示では状況の把握が困難であり、現小売事業者への確認が都度必要となるが、電話が繋がりにくく、解決に時間がかかりスイッチング開始日の変更を余儀なくされる状況が散見される。</p> <p>「その他エラー」の場合はシステム上に自由記入が可能なメモ欄をつくっていただきたく、または「その他」ではなく、事象を特定したエラーメッセージを増やしていただきたい。</p>	<p>エラー内容が不明の場合には、現小売電気事業者にお問い合わせいただき、解決いただきたいと存じます。</p> <p>また、メモ欄の追加については68と同様、エラーケースの追加に関しては必要性について検討が必要と考えます。</p> <p>→多数の賛同があるまで待ちます。(2018年1月まで)</p>	4
80	要望	廃止取次	<p>『供給地点特定番号エラー』が現状、供給地点特定番号以外エラーにも利用されていることから、原因の特定、解消に時間を要している。</p> <p>供給地点特定番号相違以外のエラーには使用しないよう運用ルールを統一し、それ以外については左記同様にエラーメッセージの種類を増やすか、自由記入欄を設けていただきたい。</p>	<p>旧一般電気事業者10社の小売部門のみの確認となりますが、廃止取次受領後、まず「供給地点特定番号」が正しいか否かを確認することとなっております。この時点で供給地点特定番号が正しくない場合は、それ以降の項目についてチェックは行われず、「供給地点特定番号エラー」が返却されます。</p> <p>メモ欄の追加、エラーケースの追加に関しては79と同様になります。</p>	3
81	要望	申込取消	<p>起因が当社からの場合を含め、様々な理由により送配電事業者にてスイッチング支援システム上の申込を取り消した際に発生。</p> <p>システム上で取り消されただけでは当社との契約を解除するまでには至らず、解約処理をするには需要家の意思確認が必要となるため、現小売なのか需要家なのか等、誰の依頼で取り消し処理をしたのか送配電連絡メモでいただきたい。</p> <p>また、当社側から取り消しを依頼した場合に、着実に実施されたかどうか確認する術が無いため、実施終了後にその旨の連絡がいただきたい。</p>	<p>原則として、送配電事業者事由による申込取消は発生しない認識です。したがって、スイッチングに関して、自社からの申出によらない申込取消は、需要者から直接送配電事業者に申込取消を依頼するルートが存在しないため、現小売電気事業者側からの申出になると考えられます。</p> <p>また、マッチング後の取消の場合スイッチング支援システムの受付工程が「却下」となります。スイッチング支援システムにて、受付工程をご確認いただくことで、取消依頼が実施されたことをご確認ください。</p>	3
84	要望	マッチング完了後のアンペア変更	<p>マッチング完了後、切替が実施される間に需要者が現小売電気事業者に依頼しアンペア変更がなされた状況。上記状況が起きた場合、切替先の現小売電気事業者がそれを知る手立てが無く、契約アンペアに応じた基本料金請求ができず、誤課金となる。</p> <p>①スイッチング申込みがされている状況において、旧小売事業者側ではアンペア変更ができないようにする、もしくは、 ②切替がされた場合には現小売事業者に対してシステム上でそれが通知される ③開始申込みの登録の際にkVA、kW、Aを入力する欄を設け、送配電側でそれを都度確認する。 等々の対策を行っていただきたい。</p>	<p>本来はスイッチング申込時点から条件を変更したい旨を、需要者から現小売電気事業者に申し出るべき内容であると思料いたしますが、今回のご要望を受け、マッチング後からスイッチング日の間にアンペア変更が発生した際に、一般送配電から現小売電気事業者にその旨を通知します。</p> <p>※通知時期や通知方法については、各一般送配電の運用対応となることから一律の対応ではないことはご了承ください。(第26回)</p> <p>→ 本回答に特段のご意見がなければ、案件をクローズとします。(第29回)</p>	5
86	要望	スマートメーター取替工事の需要者への対応について	<p>スマメ工事実施の際に、工事会社が需要家に対してメータ交換の目的(スイッチング/検漏)の説明をせず、ポイント連絡等も一方的、不躰な対応から詐欺と勘違いされることもあり、工事不調となる事象が散見される。イコールフティングの観点で切替先の小売事業者名等は言えないとの見解があったが、事業者名は明かさなくとも工事・交換の目的については説明すべきと考える。</p>	<p>53に類する内容かと存じます。</p> <p>メータ交換の目的等を説明するなどにより工事不調とならないよう、今後も引き続き円滑なスイッチングに努めて参ります。</p> <p>→ 最新の状況を確認させていただきます。(第27回)</p> <p>→ 状況を鑑み、案件をクローズとします。(第29回)</p>	4
87	要望	設備変更工事(増減設)について	<p>設備の増減設工事に伴う託送申込みについて、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般送配電事業者ごとに申請ルールが異なり、煩雑である。</li> <li>設備変更が行われた日(託送料金の変更日)がスイッチング支援システムの設備情報に残らず、小売電気事業者での料金メニュー変更の契機がつかめない。</li> </ol> <p>という問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気工事店による設備変更工事(増減設)についても、スイッチング支援システム経由で工事申請、工事完了、設備情報反映確認ができる仕組みを構築できないか。</li> <li>システム化が難しい場合、一般送配電事業者から小売電気事業者に対して、増減設が行われたこと、その日付(託送料金の変更となる日付)を能動的に伝えるルールとできないか。</li> </ul>	<p>第23回実務者会議にて、各社の状況を確認のうえ、検討と回答。</p> <p>→各社の状況等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備変更工事の受付は、WEB、紙申込の2通りがあります(WEBを有しているかは各送配電事業者により異なります)。</li> <li>WEB申込みの場合、申込者自身で工程状況を確認できる機能を有しておりますので、当該機能をご活用ください。</li> <li>一方、紙申込の場合は、申込事務手続きを受任された電気工事店に対して、工事予定日等の連絡を行っております。小売電気事業者と電気工事店間で情報連携を行っていただくことで、工程の確認は可能かと考えます。</li> </ul> <p>→本件、よろしければご要望98に統合します。(第29回)</p>	3



スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望

資料2



No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
88	要望	遡及廃止機能の具備	廃止連絡なしで退去された地点に別人が入居した場合、別人が使用した電気代が前入居者に請求されてしまう。	本件、契約問題は需要家からの申込みがあつて解除するのが原則。どこまで例外を認めてよいか、定型的に処理するのが難しいと思料いたします。 個々のケースについて、当事者間で協議の上合意をとって対応いただく現状の解決方法以上には難しいと考えます。	2
90	要望	マッチング完了後の取消	マッチング完了後、新小売電気事業者への切替直前に、新小売電気事業者がお客様から取消申告を受けた場合、システム上での取消処理ができず、新小売電気事業者は、送配電事業者および現小売電気事業者双方への連絡が必要となる。「送配電事業者へのキャンセル連絡」は電話またはメールでの連絡となり、情報セキュリティ上のリスクがある。また、「現小売電気事業者への廃止取次キャンセルの連絡」は別々のオペレーションとなり、連絡漏れが発生するケースが起きている。この場合、現小売電気事業者は、新小売電気事業者への申込みがキャンセルになっていることを検知できず、自社契約を廃止してしまう可能性がある。マッチング完了後であってもスイッチング支援システム上で取消できるようにできないか。また、このときは現小売に対する廃止取次のキャンセルも自動的に通知が行くようにできないか。	既存リスト59に類する課題と認識。マッチング後の変更・取消は、成立した契約に対する申込みであり、スイッチング支援システム上で容易に変更・取消できるようにすべきではないと整理しております。従来どおり、送配電事業者にご連絡いただく運用をお願いいたします。 システム化の検討については、マッチング後のキャンセルの発生度合により。当初設計ではそこまで発生しないと見込んでおり、システム化しておりません。 →賛同数の条件を満たしましたので、事業者ヒアリングを実施中。	6
92	要望	スイッチング廃止取次での名義不一致エラー	No.66と同事象が発生した際、旧一般電気事業者（小売部門）へ問い合わせたが、担当者がスイッチング廃止取次の自社の判定ロジックを理解しておらず、適切な対応を怠ったため解決までに7営業日を要した。また、対応方法が不明という理由で送配電事業者の連絡先を案内される場合もあった。（東京電力エナジーパートナー） 需要者名、需要者名カナの完全一致を新小売に求めるのであれば、以下の対策を講じた上で実施頂きたい。 ①担当者への判定ロジックの教育、理解の徹底 ②文字コードレベルまで確認が必要となるため、エディタ等を用いた文字コードの確認方法の理解と習得 ③システム自動判定ではなく手動判定できる仕組みの確立 ④電話での確認に限界があるため、メールを用いた確認方法の用意	①、②に関して、当該会社より以下の回答を受けております。 ①については、社内周知徹底を済です。 ②については、H 2 9 年 7 月末に紛らわしい文字へのシステム対応を予定しております。 ⇒名義の長音、ハイフン、タッシュ、マイナスは、区別をせずに判定するようH 2 9 年 7 月末にシステム改修を実施済です。（第29回）  ①担当者様の教育、対応方法不明時の内部確認ルート等の確立、周知徹底いたします。 ②紛らわしい文字等への問合せ対応のため、必要な措置の検討をいたします。 ③④平成28年4月15日に広域機関殿を通じ、名義不一致の場合のお問い合わせ先として設定・ご案内した電話番号およびメールアドレスをご利用いただければと存じます。 （現在、同通知文書はマニュアルに同梱しております）  →次回までに本回答へ特段のご意見がなければ、案件をクローズとします。（第29回）	3
93	要望	供給地点建物名の扱い	需要者情報変更において、「供給地点建物名」に制約がある送配電事業者が存在する（中部電力、北陸電力）。スイッチング支援システムのマニュアルやルールにも記載がなく、対策が必要であればマニュアルの改訂を経て正式にルール化して頂きたい。  ◆中部電力の回答 建物名の変更の場合のみですが、弊社システム上、建物にお住まいの1人のお客さまの需要者情報変更のお申込みであっても、建物自体の名前が変更されてしまいます。そのため、他の部屋でご契約のあるお客さまの建物名も変わってしまう仕様となっているため、番地の後ろに記載をさせていただくケースがございます。  ◆北陸電力の回答 店舗名を「建物名」に登録されているケースが多々ございますが、弊社システムでの「建物名」は、アパートやマンションなどの集合住宅名を登録する運用としていることから、弊社側の処理が進まない状況となっております。 弊社システムの「建物名」は登録できる数が限られており、店舗名を登録した場合、弊社本来の運用である集合住宅名の登録が将来的に出来なくなる恐れがありますので、店舗名は「需要者氏名」へご登録いただくようお願いいたします。	集合住宅等の場合で、建物名が変更となる場合は、その一室が変更になるものではなく、あくまでも建物全体の名称が変わることから、変更の遺漏がないよう建物全体を反映しております。なお、個別の内容が不明なため推測となりますが、建物名は当該集合住宅等の建物の名称を記載することが適切であり、屋号等の居室に紐づく個別の情報を反映されたい場合は、文字通り建物名ではありませんので、名義欄に記載することが適当との各一般送配電事業者の見解です。 上記内容等について、マニュアルに反映すること対応予定です。 →資料 2 別紙 2（第28回）の通りマニュアルに反映し、クローズいたします。 →マニュアルに反映済み、クローズとします。（第29回）	クローズ

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
94	要望	スイッチング廃止取次でのスイッチング廃止申込み先行について	<p>スイッチング廃止の申込については、多くの場合、需要家の負担軽減のため、新小売電気事業者がスイッチング支援システムの『廃止取次』により需要家に代行して行っておりますが、需要家によっては現(旧)小売電気事業者に契約の廃止 (= スwitching 廃止) を先に申込みされ、現小売電気事業者がスイッチング支援システムにスイッチング廃止申込みを登録後、新小売電気事業者が廃止取次を登録するケースが発生しております。</p> <p>上記の場合、現(旧)小売電気事業者の中にはシステム上、この『スイッチング廃止申込先行』した場合、廃止取次判定結果としてNGを登録するケースが存在しますが、現(旧)小売電気事業者の対応状況を新小売電気事業者では事前を知る術がないため、切替日が遅れる等、需要家様の要望にそえない事象が発生しております。</p> <p>つきましては、『スイッチング廃止申込先行』が行われた場合の対応可否を集約したリストを小売電気事業者間で共有することとしたい。</p>	<p>第27回の別紙1にて回答。</p> <p>→廃止取次の判定結果のNG理由が「03：廃止受付中エラー」の場合の処理方法をマニュアルに反映します。マニュアルに反映後、クローズいたします。</p> <p>→マニュアルに反映済み、クローズとします。(第29回)</p>	クローズ
95	要望	使用量照会	<p>使用量情報照会で、需要者名義変更があったために開示できる使用量データが1件も存在しない場合の動作仕様がエリア毎に異なるので、統一化してほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用量データが入っていないCSVの取得</li> <li>2. 「該当データが存在しません」という旨のエラーのみ取得</li> </ol>	<p>一般送配電事業者を確認した結果、現状、4パターンに分かれております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①使用量照会において、使用量データが入っていないCSVファイル(供給地点特定番号のみのファイル)を提供しているエリア→5社(東北、中部、関西、四国、九州)</li> <li>②使用量照会において、「該当データが存在しません」という旨のエラーを返すエリア→2社(東京、北陸)</li> <li>③使用量照会パスワード申請を却下する(却下理由:①ご契約地点の確認が取れませんでした) エリア→2社(北海道、中国)</li> <li>④使用量照会パスワード申請を処理完了にするが、パスワード発行しない(申込者に個別連絡) →1社(沖縄)</li> </ol> <p>統一に向けては、現在の仕様・運用が上記のとおり、一般送配電事業者によって大きく異なることから、まず各社の詳細な仕様確認中。</p>	1

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を 入れてください)															
96	要望	高圧のスイッチングのマッチング判定	<p>一般送配電事業者の行う高圧のスイッチングのマッチング判定タイミングを速やかに行ってほしい。 現状 2 週間以上かかっているものは以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="533 518 1077 646"> <thead> <tr> <th></th> <th>マッチング回答結果までの期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>2週間くらい</td> <td>案件による (明確な期間は不明)</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>2~10営業日くらい</td> <td>案件によってぶり幅大きい</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>1ヶ月程度</td> <td>案件による</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>3日~2週間くらい</td> <td>案件による</td> </tr> </tbody> </table>		マッチング回答結果までの期間	備考	北海道	2週間くらい	案件による (明確な期間は不明)	東京	2~10営業日くらい	案件によってぶり幅大きい	中部	1ヶ月程度	案件による	中国	3日~2週間くらい	案件による	<p>一般送配電事業者が行う高圧のマッチング判定は、スイッチング廃止申請と開始申請の両方が揃ってから行いますので、左記の期間は必ずしも一般送配電事業者によるマッチング判定に要している期間とは限りません。(例えば、現小売電気事業者によるスイッチング廃止申請が遅れているケースも想定されます。)</p> <p>→一般送配電事業者に確認した結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■北海道：工事要否に関わらず、通常であれば、SW廃止申請とSW開始申請が揃ってから、数営業日でマッチング判定が可能です。ただし、短期間で多くのスイッチング希望申込の受付があった場合などには、これよりも日数を要する場合があります。</li> <li>また、スイッチング申込内容に疑義がある場合（新小売様と旧小売様の申込内容に相違がある場合等）には、申込内容の確認を小売事業者様に行うことがあります。この場合には数営業日でマッチング判定を行うことが難しくなります。</li> <li>■東京：工事要否に関わらず、原則として、SW廃止申請とSW開始申請の両方が揃ってから3営業日目（上記営業日数には、揃った当日を含む）</li> <li>■中部：工事が不要な場合、SW廃止申請とSW開始申請が揃い次第マッチング判定が行われます。</li> </ul> <p>工事が必要な場合、「スイッチング開始申込」が登録された日から供給検討を開始し、供給検討期間を2週間としております。供給検討完了後は速やかに「受付工程」を「申込処理中」へ変更するように登録を行っておりますが、現地設備状況の確認有無や当事業所の繁忙状況により、2週間以上お時間をいただいている場合があります。今後は2週間程度でマッチング判定を行うよう努めてまいります。なお、供給検討の結果、必要工期が長く、供給開始日に工事が間に合わない場合、接続供給開始年月日の変更または同時同量支援データ提供なしでの供給開始を依頼することがあります。ただし、その場合、あらかじめ個別に小売電気事業者さまへご連絡をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■中国：SW廃止申請とSW開始申請が揃えば、基本的に翌営業日（ただし、『受付工程を変更する処理遅延』が発生した場合は1週間程度かかる場合があります）</li> </ul> <p>→第29回会議までに追加のご要望が無ければ、案件クローズとします。(第28回) →今回までに追加のご要望が無かったため、案件クローズとします。(第29回)</p>	1
	マッチング回答結果までの期間	備考																		
北海道	2週間くらい	案件による (明確な期間は不明)																		
東京	2~10営業日くらい	案件によってぶり幅大きい																		
中部	1ヶ月程度	案件による																		
中国	3日~2週間くらい	案件による																		

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合○を入れてください)
97	要望	契約中地点に再点申が入った場合の対応ルールについて	<p>「契約中」の地点に第三者から再点申が入った場合、小売電気事業者／送配電気事業者の運用を明確化したい。</p> <p>現在の対応の流れは以下となっている。                      (1)小売電気事業者と協議のうえ、アンマッチの解消に努める。                      ↓ 解消できなかった場合。                      (2)需要者がその需要場所から移転され、電気を使用していないことが明らかな場合、契約者（小売電気事業者）からの廃止申出がない場合に、一般送配電気事業者で廃止処理。</p> <p>要望起票者の独自調査によると、現在、東京電力 P G においてのみ（2）まで踏み込んだ対応を行っている。しかし、送配電気事業者で先に廃止処理が行われると、小売電気事業者で廃止登録するときにエラーとなり、小売電気事業者側での対応工数が大きくなる。                      （詳細は、第28回資料3を参照）</p>	<p>&lt;一般送配電気事業者の対応&gt;                      託送供給等約款に記載のとおり、需要者がその需要場所から移転され、電気を使用していないことが明らかな場合、契約者から廃止の申出がない場合に、一般送配電気事業者で廃止処理を行う場合があります。                      上記内容について、マニュアルに第29回別紙5の通り反映する予定です。                      ※具体的な運用については、エリア毎に事情が異なることから、一律の対応ではないことはご了承ください。                      ※現在、東京電力 P G 以外のエリアでは実施していません。</p> <p>&lt;小売電気事業者の対応&gt;                      -----(電力・ガス取引監視等委員会様の見解)-----                      小売電気事業者が、前入居者の廃止意思を確認できない状況において、前入居者との小売供給契約を解除（廃止）するにあたり、「電力の小売営業ガイドライン」中、「小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続」（同指針（平成29年6月最終改定）39頁参照）の記載に基づき、「需要家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合」として、需要家に対する特段の通知等を行わずに、小売供給契約の解除（廃止）を行うとの対応が考えられます。                      この際、「需要家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合」であることを確認するために小売電気事業者が取るべき手続、手段、方法等については、事案ごとの事実関係が個々に異なることが想定されることに加え、小売電気事業者毎に需要家の特性やビジネスモデルが様々であることから、一律の基準を行政において策定することは現時点では困難と考えています。</p>	1
98	要望	設備変更工事（増減設）について	<p>&lt;ご要望事項&gt;【関連No.87】                      電気工事店による代理申込の際、小売事業者の承認を得ないうちに、勝手に設備変更工事を申し込まれるケースがあり、その場合は電気工事店との情報連携ができません。                      さらに、託送契約が実量制の場合、電気工事店が小売事業者の承諾を得ず代理申込がなされたことは、一般送配電気事業者および小売事業者の両方において個別に把握できません。小売事業者でそのような申込を行う電気工事店を把握し注意するためには、一般送配電気事業者が持つ当該小売事業者に関わる設備変更工事の申込情報が必要となります。                      予め確認したところ、一般送配電気事業者による工事申込情報の提供は作業量が多くなり困難との回答でした。そこで、小売事業者が各一般送配電気事業者のシステム等で、当該の小売事業者に関わる設備変更工事の申込状況を確認できるように、以下のいずれかの機能を実装していただけないでしょうか。特に、喫緊で問題が生じている関西電力エリアでの対応を望みます。                      （詳細は、第29回資料2別紙1を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売事業者が電気工事店による代理申込内容を参照できる仕組みをご用意いただけないか。                      例) 一般送配電気事業者の工事申込システムにおいて、小売事業者アカウントから自供給分の工事申込を把握可能にする。                      一般送配電気事業者から小売事業者供給分の工事も連携する。 など</li> <li>・ 電気工事店が小売事業者の承認なしに代理申込を行えない仕組みをご用意いただけないか。                      例) 電気工事店の代理申込においては、小売事業者記載の接続供給申込書を必須とする。                      一般送配電気事業者の工事申込システムにて小売事業者の承認プロセスを追加する。 など</li> </ul>	<p>今回のご要望にある「参照できる仕組み」および「承認なしに代理申込みを行えない仕組み」についてですが、別紙のとおり複数のエリアにおいて、実装されております。                      また、その他のエリアにおいても、ご要望の仕組みではないものの、小売電気事業者が把握する仕組みや電気工事店が小売電気事業者へ連携を取るよう強く促す仕組みを構築しております。</p>	1